

新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例【抜粋】（平成 29 年 12 月 11 日条例第 37 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号。以下「法」という。）に基づき規定すべき事項及び法に定めるものほか住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めることにより、住宅宿泊事業に起因する事象による生活環境の悪化を防止することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法（第 2 条第 4 項を除く。）で使用する用語の例による。

2 この条例において「住宅宿泊事業者」とは、法第 2 条第 4 項に規定する住宅宿泊事業者であって、その営む住宅宿泊事業が新宿区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）に存する住宅に係るものであるものをいう。

（区の責務）

第 3 条 区は、第 1 条に規定する目的を達成するため、住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 区は、前項の施策を実施するに当たっては、警察、消防その他の関係機関と連携するものとする。

（廃棄物の適正処理）

第 8 条 住宅宿泊事業者は、住宅宿泊事業の実施に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

（届出住宅の公表）

第 12 条 区長は、届出住宅に関する次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 所在地
- (2) 住宅宿泊事業者の連絡先
- (3) 第 7 条第 1 項の規定による説明が完了した年月日
- (4) その他規則で定める事項

2 住宅宿泊管理業務の委託がされた届出住宅についての前項第 2 号の規定の適用については、同号中「住宅宿泊事業者の連絡先」とあるのは、「住宅宿泊管理業務の委託の相手方である住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名及び連絡先」とする。